

ハイライト:

- ・いよいよ マイナンバー制度が始まります！
- ・食事の支給・永年勤続者に支給する記念品などの経済的利益と源泉所得税について解説します！

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

目次:

- ご挨拶 1
- マイナンバー制度のポイント 1
- 経済的利益と源泉所得税について 2

朝晩と涼しくなり秋の気配を感じられます。過ごしやすい季節となりましたが、夏の疲れがしやすい時期です。引き続き、体調管理にお気をつけ下さい。

第63号では、平成27年10月以降に送付されるマイナンバーの運用上のポイント及び経済的利益と源泉所得税について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

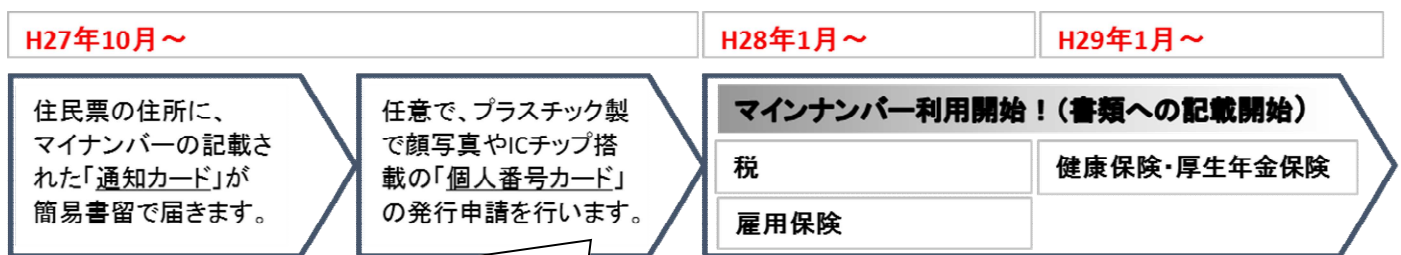
中村 元彦(東京事務所)  
中村友理香(埼玉事務所)



### マイナンバー制度のポイント

マイナンバー制度が、いよいよ平成28年1月1日から運用開始となります。運用に先立ち平成27年10月から、住民票の住所へ世帯ごとに12桁のマイナンバー(個人番号)が記載された紙製の「通知カード」が簡易書留で郵送されます。お住まいの住所と住民票の住所が異なる場合には受け取ることができない可能性があります。住民票の異動や居所の登録等を事前に行う必要がありますのでご注意ください。主なポイントは、以下の通りです。

#### 平成27年10月以降のマイナンバー制度の流れ



マイナンバーを記載した書類を提示する際等、「通知カード」だけでは法律上義務付けられている本人確認は完了できず、運転免許証などの身元の確認書類が必要です。一方「個人番号カード」は、1枚で本人確認が完了し、電子申請やコンビニでの証明書取得等、様々な行政サービスを受けられます。

実務上は、年末調整時に【平成28年分 源泉所得者の扶養控除等(異動)申告書】へ給与所得者本人の個人番号や控除対象配偶者・扶養親族の個人番号を記載してもらい、回収することからマイナンバーの利用がスタートすることが多いと思われます。なお、国税庁告示により、従業員が個人番号を提供する場合、対面確認でその本人であることが確認できる時には免許証等の身分証明書類を会社へ提示することは不要とされています。控除対象配偶者・扶養親族の個人番号についても、本人確認は給与所得者本人が行うため本人確認書類の提示は不要です。

マイナンバー制度導入に伴い、様々な関係書類の様式が変わりますので最新の様式を使用するように注意下さい。源泉徴収票もA6からA5サイズへ変更になります。



## 経済的利益と源泉所得税について ~ 食事の支給

福利厚生の一環として会社が食事を支給することがあります。税務上、会社が役員や従業員に支給する食事は、経済的利益の供与と扱われ、原則、給与所得として源泉徴収の対象となります。

しかし、以下の2つの要件を満たしていれば、給与として課税されません。

役員や従業員が食事の価額( )の50%以上を負担していること。  
会社の負担額が1ヶ月当たり、3,500円(税抜き)以下であること。

会社の負担額 = (食事の価額) - (役員や従業員が負担している額)

のいず  
れも満たして  
いれば、給与  
として課税さ  
れません！

( ) 食事の価額とは、

- 1) おにぎりなど軽食を企業が購入し支給している場合は、業者に支払う金額
- 2) 社員食堂などで会社が作った食事を支給している場合は、材料費等食事を作るために直接要した費用

**【例】** 「食事の価額」が1日あたり400円(税抜き)  
1日あたり会社負担額 200円、従業員負担額200円で、  
従業員に食事を現物支給している場合 (1ヶ月間の支給日数 20日)

従業員の負担額 @200円 × 20日 = 4,000円 = 4,000円 (400円 × 20日) × 50%

会社の負担額 @200円 × 20日 = 4,000円 > 3,500円

×  
会社の負担額が、1ヶ月で3,500円を超えますので、会社負担額の全額4,000円が、  
従業員の給与として扱われ、所得税が課税されます。



給与として扱  
われ、所得税が  
課税されます。

ただし、残業又は宿日直(通常の勤務時間外の勤務)を行うときに支給する食事は、無料で支給しても給与として課税されません。なお、食事そのものではなく、現金で支給した場合は、上記の非課税の取扱いは適用されず、原則その全額が給与として課税の対象となります。

ホームページもご覧下さい

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



## 経済的利益と源泉所得税について ~ 永年勤続者に支給する記念品

永年勤続した役員・従業員の表彰にあたり、記念として旅行、観劇等への招待、記念品の支給をする場合があります。その際、以下の要件を満たしていれば給与所得として課税の対象にはなりません。

その利益の額が、社会通念上相当と認められること。

その表彰がおおむね10年以上勤続した人を対象とし、かつ、2回以上表彰受ける人は、5年以上の間隔をおいて行われるもの。

しかし、記念品に代えて金銭を支給する場合には、給与として課税されます。株券や商品券などのように、換価が容易なものも実質金銭と同様の扱いとなります。記念品を百貨店のカタログの中から自由に選択できることとした場合も、金銭を支給した場合と同様と考えられ、課税の対象となります。ただし、記念品を限定された品目からの選択(男性は万年筆、女性はネックレス等)とし、それらをカタログから選択させるような場合には、給与所得として課税の対象にしなくても差し支えありません。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15 青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)